諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和７年９月１０日（令和７年（行情）諮問第１０３２号及び同第１０３３号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７１５号及び同第７１６号）
事件名：「電話番号簿（自動即時用）２０２４年度」の一部開示決定に関する件
「電話番号簿（自動即時用）２０２４年度」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書１」及び「本件対象文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の概要

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、令和６年５月３１日付け防官文第１２９２５号、同年８月１３日付け同第１８４５２号並びに令和７年５月３０日付け同第１２８２１号及び同第１２８２２号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分４」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

（１）審査請求書１（原処分１について）

アないしキ　（略）

（２）審査請求書２（原処分２について）

アないしキ　（略）

（３）審査請求書３及び審査請求書４（原処分３及び原処分４について）

アないしエ　（略）

オ　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしク　（略）

第３　諮問庁の説明の概要

１　経緯

（１）原処分１及び原処分３について（諮問第１０３２号）

本件開示請求は、別紙の１（１）に掲げる文書（以下「本件請求文書１」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書１を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和６年５月３１日付け防官文第１２９２５号により、本件対象文書１のうち、別紙の２（１）アについて、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和７年５月３０日付け防官文第１２８２１号により、本件対象文書１のうち、別紙の２（１）イについて、法５条６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分３）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）原処分２及び原処分４について（諮問第１０３３号）

本件開示請求は、別紙の１（２）に掲げる文書（以下「本件請求文書２」といい、本件請求文書１と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書２を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和６年８月１３日付け防官文第１８４５２号により、本件対象文書２のうち、別紙の２（２）アについて、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分２）を行った後、令和７年５月３０日付け防官文第１２８２２号により、本件対象文書２のうち、別紙の２（２）イについて、法５条６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分４）を行った。

本件審査請求は、原処分２及び原処分４に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）原処分１及び原処分３について（諮問第１０３２号）

ア　審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分３においては、本件対象文書１の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書１の一部が同条６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ　審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

ウ　以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分３を維持することが妥当である。

（２）原処分２及び原処分４について（諮問第１０３３号）

ア　上記（１）アと同旨。ただし、「原処分３」とあるのを「原処分４」、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書２」と読み替える。

イ　上記（１）イと同旨。

ウ　上記（１）ウと同旨。ただし、「原処分１及び原処分３」とあるのを「原処分２及び原処分４」と読み替える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①	令和７年９月１０日	諮問の受理（令和７年（行情）諮問第１０３２号及び同第１０３３号）
②	同日	諮問庁から理由説明書を収受（同上）
③	同年１０月６日	審議（同上）
④	令和８年１０月２１日	令和７年（行情）諮問第１０３２号及び同第１０３３号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件諮問において、諮問庁は原処分１及び原処分２に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊の緊急時の連絡部署及びその内線番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条６号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

（１）本件請求文書１（諮問第１０３２号）

「電話番号簿（自動即時用）」（令和６年度）。

（２）本件請求文書２（諮問第１０３３号）

防官文第１２９２５号（２０２４．４．２－本本Ｂ２５）で残りの部分とされた全て、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

２　本件対象文書

（１）本件対象文書１

電話番号簿（自動即時用）２０２４年度　防衛省

ア　電話番号簿（自動即時用）２０２４年度　防衛省（１枚目のみ。）

イ　電話番号簿（自動即時用）２０２４年度　防衛省（１枚目を除く。）

（２）本件対象文書２

電話番号簿（自動即時用）２０２４年度　防衛省（１枚目を除く。）

ア　電話番号簿（自動即時用）２０２４年度　防衛省（１枚目を除く。）（２枚目のみ。）

イ　電話番号簿（自動即時用）２０２４年度　防衛省（１枚目及び２枚目を除く。）

別表（不開示とした部分及び不開示とした理由）

不開示とした部分	不開示とした具体的理由
１４枚目、１５枚目、１７枚目から１９枚目まで、２１枚目から２３枚目まで、２６枚目から３３枚目まで、３６枚目から３９枚目まで、５０枚目、５１枚目、５４枚目、５５枚目、５７枚目、５８枚目、６０枚目、６４枚目、６６枚目から６９枚目まで、７２枚目から１３９枚目まで、１４３枚目から１７４枚目まで、１７９枚目、１８０枚目、１８２枚目から２０２枚目まで、２０４枚目から２５４枚目まで、２５８枚目から３１３枚目まで、３１６枚目から３８０枚目まで、３８４枚目から４３９枚目まで、４４１枚目から４７１枚目まで、４７６枚目から５８７枚目まで、５９０枚目、５９１枚目、５９５枚目、５９６枚目、５９８枚目、５９９枚目、６０２枚目から６０４枚目まで及び６０８枚目から６１７枚目までのそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。

※枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数で記載している。